

# お知らせ

akabira  
information



かわいいおともだちを  
紹介します！



## あかびらの人口

(平成31年4月末日現在)  
※( )内は前月比

総 数	10,095人	(↓13)
男	4,588人	(↓2)
女	5,507人	(↓11)
世帯数	5,876世帯	(↑11)

## お天気メモ

(平成31年4月)

	前年
最高気温	24.3°C ( 23.6°C)
最低気温	-6.4°C ( -2.3°C)
降水量	36.0mm ( 30.5mm)

## 定期行政相談

# 司法書士中根事務所

### ◆業務内容◆

登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)  
商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・  
簡易裁判所訴訟代理(※)(※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。

同一案件につき初回の相談は無料です。

司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550  
赤平市東文京町2丁目4番地2  
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane>



## information

### 行政・公共

#### 無料法律相談会



児童手当受給者は6月に  
現況届の提出が必要です

10月(6月～9月分)、令和2年  
2月(10月～令和2年1月分)  
問合せ・提出先 子ども未来・医療給付係 32-2216

申請受付 8月から  
児童扶養手当の現況届を提出する際、同時に給付金の申請も受け付けます。必ず8月中に現況届を提出してください。  
該当と思われる方には6月中に個別に連絡します。

#### 未婚の児童扶養手当受給者の方へ(臨時給付金)

児童扶養手当受給者のうち未婚のひとり親の方に、今年度臨時・特別の措置として給付金が支給されます。

支給額 1万7500円

対象者 次のすべてを満たす方。

支給額 1万7500円

対象者 次のすべてを満たす方。

支給額 1万7500円

対象者 次のすべてを満たす方。

支給額 1万7500円

対象者 次のすべてを満たす方。

支給額 1万7500円

申込み・問合せ 子ども未来・医療給付係 32-2216

対象と思われる方にお知らせを5月中旬に送付しました。申請書類に記入・押印の上、在学証明書とあわせて、学校教育係へ6月14日(金)までに提出をお願いします。対象者がいるにもかかわらずお知らせが来ていないと、いう方は、お手数ですが担当係へご連絡願います。

③基準日(10月31日)において、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない方。

④基準日(10月31日)において、事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方。

⑤所得制限を超える方・5千円

◆赤平市・歌志内市(10時～12時)  
申込み・問合せ  
▶上砂川町(13時30分～15時30分)  
◆生活環境交通係 32-2215  
歌志内市役所 42-3217  
上砂川町役場 62-2011

◆6月4日(火)歌志内市・上砂川町  
河西宏樹 弁護士  
◆6月11日(火)赤平市  
丸山健 弁護士  
◆6月18日(火)歌志内市・上砂川町  
渡部敏広 弁護士  
◆6月25日(火)赤平市  
河西宏樹 弁護士  
赤平会場 コミセン別館2階  
開催時間

○3歳未満 : 1万5千円  
○3歳以上 小学校修了前 第1・2子 : 1万円  
○中学生 第3子以降 : 1万5千円  
○所得制限を超える方 : 5千円  
支払月 6月(2月～5月分)、

③基準日(10月31日)において、事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方。

④基準日(10月31日)において、事実婚をしていない方、または事実婚の相手方の生死が明らかでない方。

問合せ 学校教育係  
堀口 妥氏・北村 則子氏

問合せ 生活環境交通係  
32-2215

# お知らせ

生  
活

## こんなときは上下水道課へ

- 長期間水道を使わないとき(長期の出張や旅行など)

- 名前が変わったとき(水道の使用者所有者が変わるとき)

- 建物を解体するとき(必ず給水設備の撤去工事を市指定の水道給水装置工事事業者におご連絡ください。)

- 水道給水装置工事事業者にお申し込みください。)

- ※引っ越しによる水道・下水道の使用開始・中止は、お早めにご連絡ください。

問合せ 上下水道課管理係

☎ 32-2218

## クマに遭わないために

- クマのいそうな場所に行かないこと。

- クマの足跡やフンを見つけたらすぐ引き返すこと。

- 薄暗い早朝・夕方、濃霧・降雨時の入林は避けること。

- 単独での入林はやめること。

- 音が出るものを鳴らし、人の存在をクマに知らせること。

- 残飯、空き缶などのゴミは、必ず持ち帰ること。

- ※エルム町、赤間の沢川の林道付近でクマの足跡が見つかりました。過去にクマの目撃が

ない地区での情報ですので注意してください。

問合せ 林業係 ☎ 32-1842

## 狩猟をされようとする方へ

### 【狩猟試験予備講習】

日 時 7月28日(日)  
9時～16時30分

場 所 岩見沢市民会館まなみーる多目的室①②③

受講料 同時にわな・網を受講 1万円

- 第1種または第2種 1万円
- わなまたは網 7500円
- 第1種または第2種と同時にわな・網を受講 1万円

受付 6月25日(火)～7月23日(火)

### 【狩猟試験】

日 時 8月4日(日)9時～

場 所 空知総合振興局  
空知政協議会

受付 ☎ 0126-24-1111  
(火曜・木曜9時30分～16時30分事務所対応)

## 有毒植物の食中毒に注意

山菜採りで誤って採取した有毒植物を食べると食中毒にかかり、命にかかることがあります。

- 食用と判断できない山菜などは採らない。絶対に食べない。

- 判断に迷うときは、山菜などに関する専門家や、最寄りの保健所、研究機関などに問い合わせる。

合わせる。

問合せ 林業係 ☎ 32-1842

## 市議会

### 本会議を傍聴しませんか

第2回定例会を次の日程で開催予定です。希望される方はぜひ傍聴してください。

日 程 6月17日(月) 開会(所信表明、議案の上程、提案理由の説明など)  
6月18日(火) 休会(予算審査特別委員会)

6月19日(水)～21日(金) 休会(常任委員会)

6月24日(月) 休会(議会事務局)

6月25日(火) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

6月26日(水) 一般質問、委員長

6月27日(木) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

6月28日(金) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

6月29日(土) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

6月30日(日) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月1日(月) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月2日(火) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月3日(水) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月4日(木) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月5日(金) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月6日(土) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月7日(日) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

## 給食センター臨時職員

勤務時間 7時～19時の間で7時間45分のシフト勤務。  
社会保険など 社会保険、雇用保険、労災保険に加入。

応募資格 保育士資格を持つ方。  
問合せ 子ども未来・医療給付係 ☎ 32-2216

翌月15日支給

勤務時間 7時～19時の間で7時間45分のシフト勤務。  
社会保険など 社会保険、雇用保険、労災保険に加入。

## 市議会

### 本会議を傍聴しませんか

第2回定例会を次の日程で開催予定です。希望される方はぜひ傍聴してください。

日 程 6月17日(月) 開会(所信表明、議案の上程、提案理由の説明など)  
6月18日(火) 休会(予算審査特別委員会)

6月19日(水)～21日(金) 休会(常任委員会)

6月24日(月) 休会(議会事務局)

6月25日(火) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

6月26日(水) 一般質問、委員長

6月27日(木) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

6月28日(金) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

6月29日(土) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

6月30日(日) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月1日(月) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月2日(火) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月3日(水) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月4日(木) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月5日(金) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月6日(土) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

7月7日(日) 一般質問(報告、質疑、討論、採決、閉会)

## K&M Law

### ……初回相談料無料……

相続問題、離婚、借金問題、交通事故などの個人の問題から企業経営に関する法務まで、様々なご相談をお受けしています。初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

どんなことでもお気軽にご相談ください(電話予約制: 平日9時から18時) **初回相談料無料** 〈滝川事務所〉  
札幌弁護士会所属 小寺・松田法律事務所 〒062-0810 滝川市花月町1丁目1番10号  
TEL.0125-23-8455  
弁護士法人 http://www.kmlaw.jp

